

官民データ活用推進基本計画実行委員会 道路交通ワーキンググループ
自動運転に係る制度整備大綱サブワーキンググループの運営について（案）

平成30年11月7日
自動運転に係る制度整備大綱サブワーキンググループ主査決定

「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日 IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）および「官民ITS構想・ロードマップ2018」（平成30年6月15日 IT総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、「自動運転に係る制度整備大綱」のフォローアップを行う「自動運転に係る制度整備大綱サブワーキンググループ」（以下「サブワーキンググループ」という。）の運営について以下のとおり決定する。

1. サブワーキンググループが行う調査・検討内容については、道路交通ワーキンググループに対し報告するものとする。
2. サブワーキンググループに主査代理を置くことができる。主査代理は構成員もしくは事務局のうちから主査が指名する。主査代理は、主査に事故があるときに、その職務を代理する。
3. サブワーキンググループは原則として非公開とする。なお、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。
4. 会議で配布された資料は、会議終了後速やかに公開する。ただし、主査が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. 主査は、構成員から代理出席の求めがあったときは、これを認めることができる。